

匝瑳中継施設仮設トラックスケール設置工事 特記仕様書

本工事は、旧松山清掃工場の解体に伴い、同工場の一部で行っているごみの直接搬入に係る受付業務を新施設の運営が開始されるまで継続して行うため、仮設トラックスケール及び計量システムを設置するものであり、本仕様書のほか、国土交通省及び千葉県が定める公共建築工事標準仕様書並びに関係する基準、法令等に基づき設計及び施工を行うものとし、円滑で機能が満足できる施工をするものとする。

1 工事概要

- (1) 工 事 名 匝瑳中継施設仮設トラックスケール設置工事
- (2) 工 事 場 所 千葉県匝瑳市富岡４８４番地２ほか
- (3) 工 事 期 間 契約締結日の翌日から１５０日間
- (4) 工 事 内 容

■ 仮設トラックスケール設置 N = 1 台

① トラックスケール設置

- ・規 格 T S F 型 基準適合検定合格品。同等品可。
- ・数 量 1 台
- ・形 式 デジタルロードセル４点式、超薄型地上式
- ・秤 量 2 0 t
- ・目 量 1 0 k g
- ・積載寸法 $W = 3.0 \text{ m} \times L = 8.0 \text{ m}$
- ・備 考
 - ・積載面標準塗装とし、秤量調整を行うこと。
 - ・中古品の場合は、状態に応じてメンテナンスを行い、複数年使用可能である、基準適合検定合格品のみ可能とするが、事前に発注者と仕様及び設計変更について協議すること。

②基礎設置

- ・トラックスケール本体を安定して設置するため、敷鉄板等により必要な補強を施した基礎とする。
- ・トラックスケール設置場所から仮設事務所内部への配線、計量器本体から制御部までの設備等、運用に係る一切の工事を行うこと。

③その他

- ・スロープ等は周囲との高低差や勾配を考慮し、車両の進入及び搬入者の移動が容易にできるよう調整すること。
- ・トラックスケール及びスロープからの逸脱を防ぐため、ラバーポール等による対策を講じること。

■計量システム設置 1 式

①計量システム機器

- ・数 量 1 台
- ・形 式 デスクトップ
- ・O S Windows10
- ・メ モ リ 8 G B 以上
- ・H D D 2 5 6 G B 以上
- ・モニター 1 7 インチ以上
- ・付 属 品 キーボード、マウス、その他運用に必要なもの
- ・ソフトウェア W T S （最新版へバージョンアップ）
- ・各種計器類の接続後、連動調整を行うこと。

②計量システムの設定

- ・表示方法及び操作性に変更が生じないものとする。
- ・既存の計量データについて、新システムへの移行を行うこと。やむを得ず出力帳票等に変更が生じる場合は、発注者と協議して決定すること。

- ・各機器の設置、配線の接続、ソフトウェアのインストール等、運営に係る全ての設定を行うこと。
- ・全ての設定完了後に連動調整等と同時に試運転を行い、異常があった場合は適切な処置を行うこと。

③その他

- ・伝票発行プリンター（既存のものを使用）
- ・重量指示計 1 台（表示桁数 5 桁以上）
- ・機器は同等品可とする。
- ・設備や帳票については既設仕様に準ずるものとし、機能・操作性・管理データ形式は既設を継承するものとする。

2 設計条件

- ・設置予定地周辺のレベル等の調査を必要に応じて実施すること。
- ・調査結果等により適切な場所に設置するものとして配置図を作成し、発注者の承諾を得た後に実施設計を進めること。
- ・受注者は、法令で定められた関係官公庁への報告、届出、許認可申請等の手続の一切を行うものとし、官公庁から所定の指示があった場合は、速やかに監督員に報告の上、承諾を得てから実施すること。また、発注者が関係官公庁から工事に関する書類等の提出を求められた場合には、受注者は書類作成等に協力すること。
- ・使用材料及び機器はそれぞれの用途に適合する製品とする。また、本仕様書に記載のない資材、器具の寸法、型式、メーカー等は受注者の仕様によるが、事前に発注者の承認を受けること。
- ・設計条件を満たし、準拠する法令及び基準等により作成した実施設計図書について発注者の承諾を受けること。

3 施工条件

- ・現場状況に応じて仮囲い等の安全対策を講じること。またその計画

については書面により発注者へ報告すること。

- ・ 工事場所への車両の出入りについては、適宜、交通誘導員を配置し、安全確保に向けた万全の対策を行うこと。
- ・ 工事にあたり、危険物を使用する場合には、その取扱及び保管について、関係法令の定めるところに従い、万全の方策を講じなければならない。
- ・ 既設構造物等に損傷のないよう保安措置や養生等を十分に行い実施すること。万一構造物等に損害を与えた場合は、受注者の負担において速やかに復旧すること。
- ・ 施工中は、適宜、片付けや清掃を行い、場内の美化と安全作業に努めること。
- ・ 工事に際し支障となる構造物等については、受注者において撤去することとし、工事完了後は、現状復旧に努めること。
- ・ 工事目的物を破損した場合は、受注者の責任において補修すること。補修が困難となった場合は、代替品の使用等について発注者と協議すること。
- ・ 機器の製作や購入、工事にあたり、完成上機能として必要なものについては、本仕様書等に記載がなくとも実施すること。
- ・ 施工中に廃材等が生じた場合は、受注者の責任において関係法令等に従い適切に処置すること。
- ・ 受注者は適切な工程管理を行わなければならない。また、他工事の業者との連絡調整を密に行い、相互の工事に事故や遅延が生じないように注意すること。
- ・ 本仕様書記載事項のほか、全ての設置が完了するまでに要する工事や検査、諸手続等の一切を行うものとし、これにかかる必要な費用は全て受注者の負担とする。
- ・ 工事完了後、清掃等を行うこと。

4 その他

- ・本工事に係る工事関連の提出書類等は、千葉県の定めに準ずるものとする。
- ・試運転は、発注者立会いの下で実施すること。
- ・仮設事務所での業務開始を周知するための期間を確保し、且つ、事務所移動に伴う受付業務の休止期間が最小限になるよう努めること。
- ・本仕様書等に明記されていない事項及びその内容に疑義が生じた場合は、発注者と受注者による協議の上、決定するものとする。